

店舗販売業許可申請書（新規）の提出部数及び記載上の注意

書類	提出部数	記載上の注意
許可申請書 手数料 34,100円(現金) R7.12.1現在	1	1 店舗の構造設備の概要欄は「別紙のとおり」とし、平面図に概要を記載してください。 2 相談時及び緊急時の連絡先欄には、原則として電話番号を記載し、必要に応じてメールアドレス等も記載してください。 3 特定販売を行う場合、裏面の書類等についても提出が必要です。 4 申請者の欠格条項欄は、該当する事実がなければ「なし」(申請者が法人であって薬事に関する業務に責任を有する役員が複数いる場合は「全員なし」)と記載してください。 5 要指導医薬品又は一般用医薬品の販売又は授与に従事しない薬剤師がいる場合は、備考欄にその旨を記載してください。
参考様式使用可添付書類	(1)店舗の管理者 (2)その他の薬剤師又は登録販売者 (3)医薬品の販売業を併せ行う場合、販売又は授与する医薬品の区分 (4)兼営事業の種類	1 薬剤師名簿登録（販売従事登録）年月日は、最初（旧免許）に登録した年月日を記載します（裏書きのある場合は、裏書きの年月日となります。） 1 週当たり勤務時間数に変動がある場合は、週平均により算出してください。 1 取り扱う医薬品（要指導医薬品・一般用医薬品）の区分等について記載してください。 1 申請する店舗において他の薬事関連業務の許可を取得している場合に記載します（例：「高度管理医療機器等販売業・貸与業」、「毒物劇物一般販売業」等）。該当がない場合は、「なし」と記載してください。
1 平面図	1	店舗の構造設備の概要（配置図）を記載し、要指導医薬品・第一類医薬品・指定第二類医薬品の陳列場所（情報提供設備までの距離）、冷暗貯蔵設備・毒薬貯蔵設備、及び情報提供設備を明示します。
2 医薬品の販売又は授与を行う体制の概要	1	1 医薬品の販売又は授与を行う体制の概要について記載してください。 2 上記1の事項をすべて記載することができない場合は「別紙のとおり」と記載し、別紙として添付してください。
☆3 登記事項証明書（申請者が法人の場合）	1	1 法人の目的に「医薬品の販売」等に関する業務の記載が必要です。 2 6か月以内に発行されたものが有効です。
☆4 開設者の診断書	1	1 申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合のみ添付してください。 2 診断年月日から3か月以内のものが有効です。
5 証書（使用関係を証明する書類）	1	薬剤師又は登録販売者が申請者（法人の場合も含む。）に雇用されている場合に添付が必要です。
☆6 資格証明書	1	1 薬剤師：薬剤師免許証の写し及び本証を持参してください。 登録販売者：販売従事登録証の写し及び本証を持参してください。 2 登録販売者を店舗管理者とする場合は、別紙「店舗販売業の管理者が登録販売者である場合の記載上の注意」を参照してください。

- 管理者が、薬剤師法（昭和35年法律第146号）第8条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令（以下「再教育研修命令」という。）を受けた者であるときは、同条第3項の再教育研修終了登録証の写し（本証と照合する。写しの余白に「本証照合済」と記載する。但し、本証照合の代わりとして、申請者が申請書等の余白に、申請者氏名及び原本等と相違ない旨を記載することでも可とする。）
- ☆印の書類については、千代田区内の他の店舗等において提出済で、内容に変更がなければ、添付を省略することができます。省略する場合は、申請書等の備考欄に省略した書類を特定するために必要な事項（省略する書類の種類、提出した店舗の名称・所在地、添付した申請書、届書の提出年月日）を記入してください。
- 原本等照合を要する書類については、申請者が申請書等の余白に、申請者氏名及び原本等と相違ない旨を記載することにより、写しの提出のみでも差し支えません。

特定販売を行う場合 に必要な提出書類		提出 部数	記載上の注意
添 付 書 類	(1) 特定販売を行う医薬品の区分	1	特定販売で取り扱う一般用医薬品について記載してください。
	(2) 広告に使用する名称	1	1 店舗販売業の正式名称と異なる場合にのみ提出してください。 2 複数の名称を使用する場合、その全てを記載してください。
	(3) 特定販売に使用する通信手段	1	1 特定販売で使用する通信手段について記載してください。 2 複数の通信手段を使用する場合は、その全てを記載してください。
	(4) 主たるホームページアドレス(インターネット広告を行う場合)	1	1 特定販売で使用するホームページアドレスについて記載してください。 2 複数のホームページで広告をする場合、その全てを記載してください。 3 ホームページを閲覧するために必要なパスワード等がある場合は、当該パスワードを記載してください。 4 ホームページを開設せず、アプリケーションソフト等を利用して特定販売を行う場合、ホームページアドレス部分には「別添のとおり」と記載し、当該ソフトの入手方法等に関する資料を提出してください。
	(5) 特定販売を行う時間及び特定販売のみを行う時間がある場合、その時間	1	1 特定販売を行う時間(曜日を含む。)について記載してください。 2 営業時間と開店時間が異なる場合、その時間を記載して記載してください。 3 曜日によって特定販売のみを行う時間が異なる場合、その全てを記載してください。
	(6) 特定販売の監督に必要な設備等の概要	1	特定販売のみを行う時間がある場合は、特定販売を行う方法に応じて、次に掲げる設備等のうちいずれかを整備し、記載してください。 ア インターネット環境で行う場合 (ア) テレビ電話 (イ) デジタルカメラ及び電子メール (ウ) 携帯電話(画像を送信できるものに限る。) (エ) その他同等と認められるもの イ 電話やカタログ等で行う場合 (ア) デジタルカメラ及び電子メール (イ) デジタルカメラ及びファクシミリ (ウ) 携帯電話(画像を送信できるものに限る。) (エ) その他同等と認められるもの
	主たるホームページの構成の概要	1	1 ホームページで一般用医薬品の特定販売を行う場合、当該ホームページのメインページのイメージを印刷し、提出してください。 2 複数のホームページで一般用医薬品の特定販売を行う場合、その全ての当該ホームページのメインページのイメージを印刷し、提出してください。 3 カタログ等を用いて特定販売を行う場合、その概要が分かる資料を提出してください。

店舗販売業各申請書・届書の提出部数及び記載上の注意

書類	提出部数	記載上の注意
許可更新申請書 手数料 12,700円(現金) R7.12.1現在	1	1 許可年月日は、現在の許可証の有効期間の始期の年月日を記載してください。 2 変更内容欄は、更新申請書を提出する30日前以降に変更のあった事項を記載してください。 ただし、届出を済ませていない変更事項については、別途変更届書を提出してください。 3 申請者の欠格条項に該当する事実がなければ「なし」(法人であって薬事に関する業務に責任を有する役員が複数いる場合は「全員なし」)と記載してください。 4 更新申請の手続きは、1か月前までに行ってください。
添付書類	許可証	従前の許可証を紛失等のため添付できないときは、その旨を備考欄に記載してください。
	診断書	1 申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員)が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合のみ添付してください。 2 診断年月日から3か月以内のものが有効です。
休止・廃止・再開届書	1	1 事項発生から30日以内に提出しなければなりません。 2 廃止届書には、許可証(原本)を添付してください。

○ 店舗販売業の許可の有効期間は6年となっています。

店舗販売業変更届書の提出部数・添付書類及び記載上の注意

書類	提出部数	記載上の注意
変更届書 ※下記の事項を変更する場合、内容に応じて事前又は変更後30日以内に変更届書及び各添付書類の提出が必要です。	1	<p>1 業務の種別欄は、店舗販売業と記載してください。</p> <p>2 許可番号欄は、許可証のとおり記載してください。許可年月日は、有効期間の始期の年月日を記載してください。</p> <p>3 名称・所在地欄は、許可証のとおり記載してください。</p> <p>4 変更内容欄は、変更前・変更後の内容を記載してください。</p> <p>(1) 変更事項が構造設備の場合は「別紙のとおり」と記載し、図面を添付してください。</p> <p>(2) 店舗の所在地が移転する場合は、新規許可申請を行ってください。</p> <p>5 変更年月日は、実際に変更した年月日（法人の登記事項の変更については、変更の事実があった年月日）を記載してください。</p> <p>6 変更事項が複数あり、それぞれ変更年月日が異なる場合は、併記又は別紙として記載しても構いません。</p>

変更事項・添付書類及び記載上の注意

変更事項		添付書類及び記載上の注意
店舗の名称		添付書類なし。許可証を書き換える場合は、別途書換え交付申請を行ってください。
相談時及び緊急時の連絡先		添付書類なし。相談時及び緊急時の連絡先は、連絡のとれる電話番号又はメールアドレスを記載してください。
特定販売の実施の有無		有の場合、以下の該当する事項についても届出が必要です。
事前届出参考様式使用可	(1)特定販売を行う医薬品の区分 (2)広告に使用する名称 (3)特定販売に使用する通信手段 (4)主たるホームページアドレス (5)特定販売を行う時間及び特定販売のみを行う時間 (6)監督に必要な設備等の概要	新規申請の添付書類のうち、「特定販売を行う場合に必要な提出書類」を参照の上、該当するものについて記載してください。
事後届出	店舗の構造設備の主要部分 申請者（開設者）の氏名又は住所 薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名 (申請者が法人の場合)	<p>1 構造設備の変更内容（変更前後）が確認できる図面を添付してください。 (※新規申請の添付書類1参照)</p> <p>2 変更前の図面については、直近の提出年月日が分かっている場合は、変更前欄に「○年○月○日変更届書のとおり」等と特定の上、添付を省略することができます。</p> <p>1 法人の場合：変更内容（変更前後）が確認できる登記の履歴事項証明書[☆]を添付してください。6か月以内に発行されたものが有効です。（※新規申請の添付書類3参照）</p> <p>2 個人の場合：氏名変更については内容（変更前後）が確認できる戸籍謄（抄）本等[☆]を持参してください。6か月以内に発行されたものが有効です。なお、窓口で確認後返却します。住所変更については添付書類が不要です。</p> <p>3 許可証を書き換える場合は、別途書換え交付申請を行ってください。</p> <p>4 住居表示に関する法律に基づき、地名番地等に表示変更が生じた場合は、区市町村が発行する住居表示変更証明書の原本等又は写しを持参してください。</p> <p>1 変更した役員の就退任日が確認できる登記の履歴事項証明書[☆]を添付してください。6か月以内に発行されたものが有効です。（※新規申請の添付書類3参照）</p> <p>2 新たに薬事に関する業務に責任を有する役員に就任した者に係る診断書[☆]について、精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合のみ添付してください。診断年月日から3か月以内のものが有効です。（※新規申請の添付書類4参照）</p> <p>3 変更後の役員が欠格条項に該当しない場合は、備考欄に「医薬品及び医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第5条第3号イからニまでのいずれかに掲げる者に該当しない。」と記載してください。</p>
	通常の営業日及び営業時間	添付書類なし。

参考様式使用可	(1) 管理者の氏名、住所又は週当たり勤務時間数	1 薬剤師免許証又は販売従事登録証の写し☆及び本証を持参してください。 2 薬剤師又は登録販売者が申請者に雇用されている場合、証書(使用関係を証明する書類)を添付してください。(※新規申請の添付書類5参照) 3 同一人のまま、氏名のみ変更する場合は、変更内容(変更前後)が確認できる戸籍謄(抄)本☆を持参してください。6か月以内に発行されたものが有効です。なお、窓口で確認後返却します。
	(2) その他の薬剤師又は登録販売者の氏名又は週当たり勤務時間数	
	(3) 併せ行う医薬品販売業その他の業務の種類	添付書類なし。
	(4) 販売又は授与する医薬品の	添付書類なし。特定販売を行う医薬品の区分のみを変更した場合は除きます。

○ ☆印の書類については、千代田区内の他の店舗等において提出済で、内容に変更がなければ、添付を省略することができます。その場合は、申請書等の備考欄に省略した書類を特定するために必要な事項(省略する書類の種類、提出した店舗の名称・所在地、添付した申請書、届書の提出年月日)を記入してください。

○原本等照合を要する書類については、申請者が申請書等の余白に、申請者氏名及び原本等と相違ない旨を記載することにより、写しの提出のみでも差し支えません。